

子育て・教育

就学援助制度のお知らせ

この制度は、経済的な理由によって小中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助するものです。

▶申請期間 6月1日(木)～30日(金)

▶申請方法 学校で配布されている「就学援助制度について(お知らせ)」をご確認のうえ、学校または学校教育課へ申請書を提出してください。

▶注意事項 現在受給している人や、新入学児童生徒学用品費(入学準備金)の申請を行なった人も、令和5年度に受給を希望する場合は申請が必要です。

問 学校教育課 学校教育係 ☎934-2245 FAX933-9211



非自発的の失業者に対する国民健康保険税の軽減措置を受けられる場合があります。また、適用期間内であれば遡って軽減することもできます。対象となる可能性のある人は、住民課へお早目にご相談ください。

問 住民課 国保医療係 ☎932-1111 (代) FAX933-7512(代)



生活・暮らし

国民健康保険税納税通知書送付

令和5年度国民健康保険税納税通知書を6月中旬に郵送します。

【令和5年度所得申告などを基に算定】

令和5年度の国民健康保険税は、国民健康保険の世帯主(加入者でない世帯主も含む)および加入者全員の令和5年度所得申告(令和4年中の所得に関する申告)などを基に算定しています。所得を申告していない人がいる場合、その世帯の国民健康保険税は推計などで課税していますので、住民課までご連絡ください。

【解雇・倒産などで離職した人は国民健康保険税が軽減される場合があります】

離職日の時点で65歳未満であり、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当する人(離職理由コードが11・12・21・22・31・32または23・33・34のいずれかに該当する人)は、

マイナンバーカードの交付通知書送付の遅れについて

マイナンバーカード受領のお知らせ(交付通知書)の発送は、通常申請から1か月程度でご案内していますが、現在、マイナンバーカードの申請が全国的に急増し、地方公共団体情報システム機構作成のマイナンバーカードが町に届くまでに1か月以上かかっています。

2月末までに申請したマイナンバーカードの交付通知書は、5月末までには発送ができる見込みです。2月下旬以降に申請いただいた皆さまには、お急ぎのところお待たせして誠に申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問 住民課 住民係 ☎932-1111 (代) FAX933-7512(代)



土砂災害警戒区域表示板を設置

町では土砂災害に備えるため、宝くじの社会貢献広報事業として、土砂災害警戒区域などを明示した現地表示看板を「原田地区総合スポーツ公園付近」に設置しました。この表示板の設置で、土砂災害ハザードマップを入手できない観光客や施設利用者など訪問者に土砂災害警戒区域や避難場所を知らせることができ、有事の安全確保につなげることができます。



▲設置された土砂災害警戒区域表示板

民生委員・児童委員への委嘱状交付および表彰

4月1日付で、平成自治区の姫島義治さんが民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱を受けられました。

また、炭焼二・四自治区の小河カツ子さんが9年の活動に対し、福岡県民生委員・児童委員協議会会長表彰を受けられました。

民生委員・児童委員は、地域の方々の身近な相談相手として活動し、さまざまな問題を解決する機関へとつなぐ支援を行なっています。



▲委嘱状を受けられた姫島さん



▲表彰を受けられた小河さん